

学生とU I ターン希望者のためのオンライン合同企業説明会開催・運營業務委託 企画提案募集要領

1 業務の目的

令和 10 年 3 月卒業見込の大学生、U I ターン就職希望者等を対象に、オンライン形式の合同企業説明会を開催し、県内企業との出会いの場やU I ターン就職に関する情報を提供することで、県内企業の人材確保を図る。

2 委託業務概要

- (1) 業務名
学生とU I ターン希望者のためのオンライン合同企業説明会開催・運營業務委託
- (2) 履行期限
令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (3) 業務内容
別紙仕様書参照
- (4) 契約上限額
7,561 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約方法
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項 13 号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約

3 応募に係る資格要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県の役務の提供等の業務に係る入札参加資格業者である場合には、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者ではないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 県税の未納がないこと。
- (8) 市町村民税の滞納がないこと。

4 委託業務に係る今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和 8 年 9 月 28 日（月） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 1 0 月 5 日（月）午後 5 時 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 1 0 月 13 日（火）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 1 0 月 20 日（火）午後 5 時 |
| (5) 受託事業者決定 | 1 0 月下旬 |

5 応募方法

- (1) 提出書類（**全ての書類を電子メールで提出すること**）
 - ア 参加表明書【様式 1】（※押印不要）
企画提案への応募について別添「参加表明書」【様式 1】により、電子メールで受け付ける。送信後に必ず電話確認を行うこと。
 - イ 企画提案書
 - (ア) 企画提案書提出届【様式 2】（※押印不要）
 - (イ) 事業者の概要【様式 3】
企業概要等のパンフレットがあれば添付すること。
 - (ウ) 企画提案書（様式任意）
以下の内容を含む提案とすること。
 - ・ 事業実施の全体概要

- ・ 実施するイベントの名称（案）
- ・ 業務内容（本業務の目的・趣旨や仕様書に基づき実施しようとする具体的内容（業務の目的を達成するために効果的と考えられる実施方法等））
 - ① オンラインでの企業説明会の特性を踏まえた運営手法、1社あたりの基本的な配信の流れ
 - ※ 企業への事前リハーサル及び当日のPC操作等フォロー、各種トラブルへの対応を含む
 - ② 事前準備や関係者との連絡調整方法
 - ③ 企業のブース配置の考え方、司会者の選定、説明会中の企業と参加者とのコミュニケーションツール活用
 - ④ 参加者が参加企業にアプローチできる仕組み
 - ⑤ 参加者の増加につながる広報
- ・ 追加提案（今回の業務がより効果的に行われるために、仕様書に示す内容以外に実現可能な企画案があれば、当該内容の提案）
 - なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、県と協議の上、県の判断において実施するものとする。
- ・ 事業実施体制、事業実施スケジュール
- ・ 類似業務実績
- ・ 情報セキュリティ対策

ウ 見積書【様式4】

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては、上記「2 業務委託の概要(4)契約上限額」を上限として積算すること。

＜留意事項＞

- ・ 使用予定の会場については、県で予約済みである。会場使用料については、委託料の積算に含めることとし、受託者が支払いを行うこと。
- ・ 食糧費は茶菓、飲料の提供も含めて委託料の積算に含めることはできない。
- ・ 参加者等に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く）は委託料の積算に含めることはできない。（例：来場者へのステッカーやボールペン等）

エ 誓約書及び役員名簿【様式5】

上記3(5)について、鹿児島県警本部に照会するために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

オ 県税の未納がないことの証明書

本県に納税義務を有する者にあつては、提出日時点において直近の県税に未納がないことを証明する証明書を提出すること。（写しも可）

カ 市町村民税の滞納がないことの証明書

県内の市町村に納税義務を有する者にあつては、提出日時点において直近の住民税の特別徴収義務者として未納がないことがわかる証明書を提出すること。（写しも可）

(2) 提出方法・提出先

全ての書類は、電子メールにより「8 提出先」に提出すること。

提出に当たっては、メールの件名を「学生とUIターン希望者のためのオンライン合同企業説明会企画提案書（事業者名）」とし、送信後、必ず「8 提出先」へ電話により到達確認を行うこと。

なお、データ容量が大きい場合は、必要に応じて産業人材確保・移住促進課がファイル受信システムのURLを送付するので、「8 提出先」へ事前に電話連絡すること。

(3) 提出期限

上記5(1)ア（参加表明書）及び上記5(1)イ（企画提案書）については、それぞれ上記4に定める提出期限までに提出すること。

(4) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。

イ 電子メール提出後の企画書の修正は認めない。

ウ 採用された企画書の使用権は、県に帰属する。

エ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

オ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

- カ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- キ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- ク 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

6 選考・決定（委託契約）方法

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書等の内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀提案者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は、提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上、契約する。

(2) 応募が1事業者のみであった場合又は、審査の結果同点となった事業者が2者以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

(3) 企画提案のプレゼンテーションは実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問い合わせを行う。

(4) 審査結果は、令和8年10月下旬を目処に文書で通知する。

なお、審査・選定要領や審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。

7 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」【様式6】により、電子メールで受け付ける。（電話による質問は受け付けない。）送信後に必ず電話確認を行うこと。

質問受付期限は、**上記4に定める期限**とする。

質問に対する回答は、質問者に対して、電子メールにて行い、併せて、県ホームページにも掲載する。

8 企画提案書の提出先

- (1) 提出先：鹿児島県商工労働水産部 産業人材確保・移住促進課 雇用促進係
- (2) 住 所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
- (3) 電 話：099-286-3026
- (4) メール：sokusin@pref.kagoshima.lg.jp